

# 私立大学生の学費負担の軽減のための 私大助成の大幅な増額を求める 国会請願

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

2021年 月 日

## ◆ 請願趣旨 ◆

現在、日本の私立大学（短期大学を含む）には、大学生全体の約75%、226万人が学んでいます。しかし、私立大学の初年度納付金（入学料・授業料・施設設備費）の平均額は過去最高の134万723円（2019年度）となっており、私立大学の学生・父母等は、非常に重い教育費負担を強いられています。私立大学の入学から卒業までにかかる学費と生活費の合計は、文系でも自宅外生で1人当たり1000万円を超えます。従来、多くの私立大学生は、学費や生活費を捻出するため日々のアルバイトに追われ、学業に専念できない状況に置かれてきましたが、新型コロナ禍によるアルバイトの激減や家計の収入減少などで経済的な危機に瀕しており、学生が退学や休学を考えざるを得ない非常に厳しい状況にあります。

この間、政府は学生・父母等からの学費負担軽減を求める切実な声に押され、学生支援緊急給付金を支給しました。しかし、申請条件が厳しく、その対象も限定的で希望者の4割、学生比1割前後の支援に過ぎず、学生の窮状や要望に応えるものではありませんでした。

また、2020年度から始まった大学等修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）の対象者は、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯（目安年収は約380万円以下）の学生に限定されており、授業料・入学金の減免額は最大でも96万円となっているため、低所得層も多額の自己負担を強いられます。また、その新制度創設を理由として、私立大学に対する授業料減免補助が廃止され、中間所得層は減免を受けられなくなりました。

日本の奨学金はほとんどが貸与＝ローンであり、所得に応じて返済する制度はあるものの、多額の奨学金が返済できず「奨学金破産」に陥る深刻な事態を引き起こしています。

誰もが教育を受ける権利を有しており、家庭の経済的な事情に左右されることなく、教育を受ける機会は均等に保障されなければなりません。また、日本政府は、2012年9月に国際人権規約13条2項の「高等教育の漸進的無償化」条項の受け入れを決定しており、高等教育の無償化を計画的にすすめていく責務を負っています。

1975年、公教育における私立学校の果たす重要な役割を踏まえて私立学校振興助成法が制定され、参議院の附帯決議は経常的経費の2分の1補助の速やかな実現を求めました。しかし、私立大学の経常的経費に占める国からの補助金の割合は1980年度29.5%まで達したものの、現在では9.9%（2015年度）にまで低下しています。このことが、私立大学生の学費負担が非常に重い最大の要因となっています。

以上のことから、次の各事項の施策の実現を強く請願します。

取り扱い  
団体

**日本私大教連**

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-5-23 第1桂城ビル  
TEL 03-5285-7243 FAX 03-3208-0430  
<http://www.jfpu.org/>

